

事前相談について

《申出から情報提供までを円滑に進めるために》

事前相談においては必要な手続きを見積もるため、倫理審査承認済みの研究計画書のご提出をお願いしております。

【事前相談時期の目安】

以下の相談期間を目安としていただくと、申出受理まで円滑に進みます。

- ・集計統計利用（匿名化が行われた全国がん登録情報の提供）：申出締切の**2か月以上前**から
- ・リンケージ利用（全国がん登録情報の提供）：申出締切の**3か月以上前**から

これまで、集計統計利用は最低2か月、リンケージ利用は3か月以上前からご相談を承ることが多く、申出受理までには多くの時間を要しております。

がん登録情報について正しい認識や利用方法及び当該研究における必要な限度の観点など、提供依頼申出者様のニーズと照らし合わせた相互理解や共通認識を持つことが個人情報保護を厳守したうえでの情報提供において、とても大切になります。この相互理解や共通認識を持つためには、幾度となくやり取りを行います。

また、申出の内容にもよりますが、必要書類も多く、申出受理においては、一定以上の基準（書類記載方法や安全対策措置等）を満たしていることが条件となります。この確認や相談にも時間を要します。通常、事務局において書類の不備がないか十分に確認をしてから押印書類のご提出をご案内しております。相談期間が短く事前点検が不十分ですと、たとえ期日までにご提出いただいても不備により受理されないことがあります。また内容が不十分である申出は、審査において不承諾となることや継続審議となり、申出における追加資料等の提出を求められることがあり、全国がん登録情報の提供まで時間を要する場合があります。そのため、十分に余裕をもって相談をしていただくことが、より円滑な申出となり、情報提供まで最も早い道のりとなります。

以上